電気・ガス料金負担軽減支援事業

令和７年度補正予算（案） 5,296億円

2025年度
第4回業務委員会
資料№4-1

資源エネルギー庁　電力・ガス事業部
電力産業・市場室　ガス市場整備室

事業の内容

事業目的

物価高により厳しい状況にある生活者を支援するため、寒さの厳しい冬への対応として、１～３月の電気・ガス料金を支援し、家計・企業等の負担を軽減することを目的とする。

事業概要

電気・ガス料金の負担軽減を図るため、以下の取組を行う。

（１）電気料金値引き原資の支援

国が指定する値引き単価(※)により需要家の使用量に応じた電気料金の値引きを行った小売電気事業者等に対して、その値引き原資を支援。

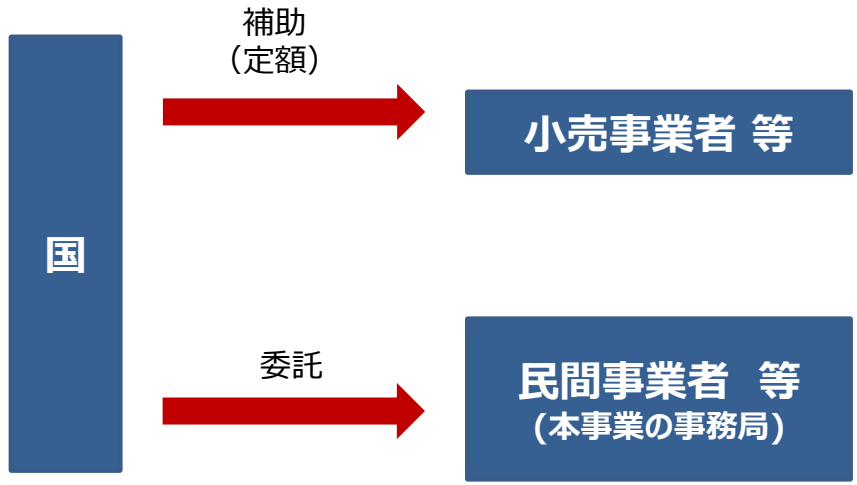
（２）都市ガス料金値引き原資の支援

国が指定する値引き単価(※)により需要家の使用量に応じた都市ガス料金の値引きを行ったガス小売事業者等に対して、その値引き原資を支援。

※国が指定する値引き単価

	１月使用分	２月使用分	３月使用分
電気（低圧契約）	4.5円/kWh	4.5円/kWh	1.5円/kWh
電気（高圧契約）	2.3円/kWh	2.3円/kWh	0.8円/kWh
都市ガス	18円/㎥	18円/㎥	6円/㎥

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

令和８年１～３月の使用分について電気・ガス料金補助を行い、家計・企業等の負担を軽減することを目指す。

既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業

令和７年度補正予算（案）　35億円

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課

事業の内容

事業目的

設置スペース等の都合から、ヒートポンプ給湯機等の導入が難しい既存賃貸集合住宅向けに、小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ等）の導入を促進することにより、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に向けた取組を加速させるとともに、エネルギーコストの上昇に強い社会の構築につなげることを目的とする。

事業概要

既存賃貸集合住宅における小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ等）の導入に係る費用を補助（定額）する。

また、業界団体やメーカー等と連携して全国のオーナー・消費者向けに給湯器を省エネ型に変えることの重要性を周知・広報し、省エネ型給湯器への更新を促す。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



※機能毎に一定額を補助

成果目標

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける家庭部門の省エネ対策（1,200万kl）中、家庭部門への小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ等）の導入を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量264.9万klの達成を目指す。

経済産業省

既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業の概要（予定）

令和７年１１月２８日

資源エネルギー庁　省エネルギー・新エネルギー部　省エネルギー課

事業概要（予定）

令和７年度補正予算案 ： ３５億円

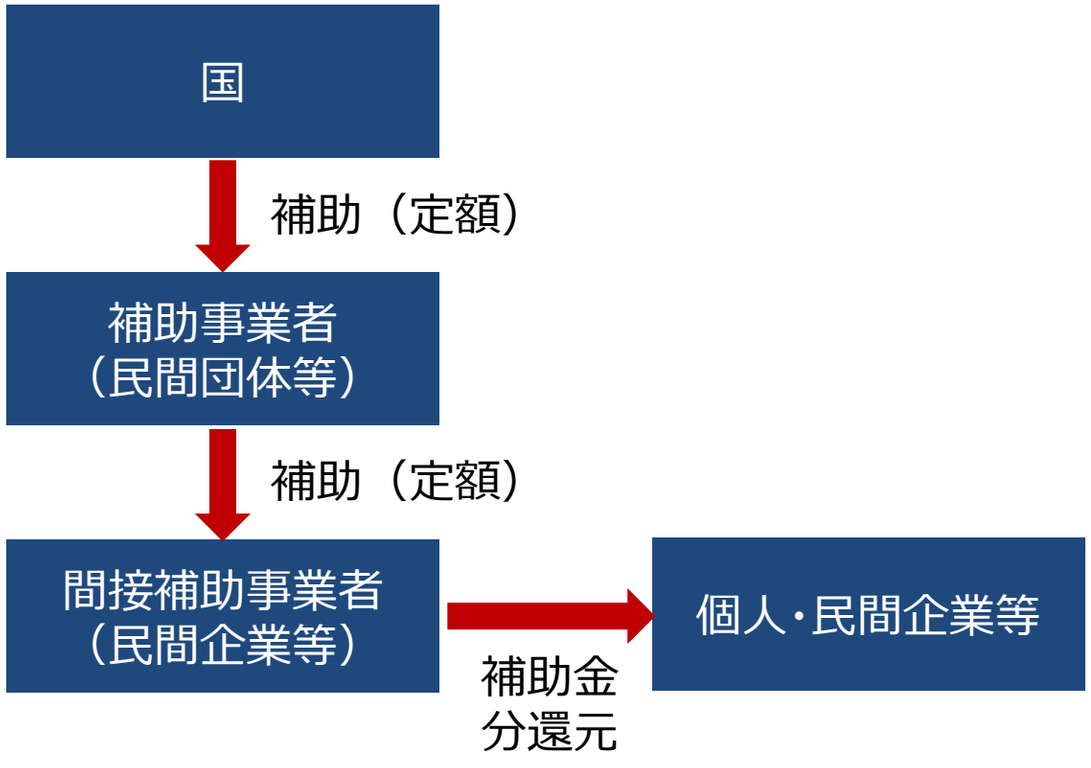
事業目的

設置スペース等の都合から、ヒートポンプ給湯機等の導入が難しい既存賃貸集合住宅向けに、小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ等）の導入を促進することにより、第６次エネルギー基本計画における家庭部門の計画省エネ量の達成に向けた取組を加速させるとともに、エネルギーコストの上昇に強い社会の構築につなげることを目的とする。

事業スキーム

賃貸オーナー等に対し、既存賃貸集合住宅でのエネルギー消費量を削減するために必要な省エネ型給湯器（エコジョーズ等）の導入に係る費用を補助。

※ 申請は既存賃貸集合住宅1棟あたり1台以上の取替が対象。
※ 申請手続は、個人・民間企業等と契約の締結等を行った間接補助事業者（民間企業等）が行い、補助金の交付を受け、交付された補助金を個人・民間企業等に還元する。



対象設備

	潜熱回収型給湯器 （エコジョーズ/エコフィール）
エネルギー源	都市ガス/ＬＰ/石油
特徴	**従来型のガス給湯器では捨てられていた排気ガスの熱を再利用**することで、より少ないガスの燃焼でお湯を沸き上げるもの。
価格 (機器＋工事費)	20～40万円程度
補助額	追い焚き機能なし：5万円／台 ※共用廊下を横断してドレン排水ガイドを敷設した場合：8万円／台 追い焚き機能あり：7万円／台 ※浴室へのドレン水排水（三方弁、三本管（二重管含む））工事の場合：10万円／台
主な条件	• 従来型給湯器から補助対象エコジョーズ等への取替が対象 • 令和7年11月28日以降に工事に着手したものが対象

※対象設備や補助スキームの詳細は追って公表予定。なお、申請に必要となる書類は令和６年度補正事業と同様になる見込み（工事前写真など）

経済産業省

高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金の概要（予定）

令和７年１１月２８日

資源エネルギー庁　省エネルギー・新エネルギー部　省エネルギー課

水素・アンモニア課

事業概要（予定）

令和７年度補正予算案 ：５７０億円

事業概要

- **給湯器**は、**家庭のエネルギー消費量の約３割**を占め**最大のエネルギー消費源**。このため、**給湯器の高効率化はエネルギーコスト上昇への対策として有効**。
- 加えて、昨今、①再エネ拡大に伴う**出力制御対策**や②**寒冷地において高額な光熱費の要因となっている設備を一新**する必要性が高まっているため、これらに資する対策を重点的に措置する。

事業スキーム

消費者等に対し、家庭でのエネルギー消費量を削減するために必要な高効率給湯器の導入に係る費用を補助。

※ 申請手続は、消費者等と契約の締結等を行った民間企業等が行い、補助金の交付を受け、交付された補助金を消費者等に還元する。

国

↓ 補助（定額）

補助事業者
（民間団体等）

↓ 補助（定額）

間接補助事業者
（民間企業等）

→ 補助金分還元

消費者等

補助対象

高効率給湯器（ヒートポンプ給湯機、ハイブリッド給湯機、家庭用燃料電池）**の導入**が補助対象。

※ 令和7年11月28日以降に工事等に着手したものが対象。
※ 省エネ法に基づくトップランナー制度における省エネ基準を満たすもの等に限る。
※ 機器・性能毎に一定額を補助。
※ 高効率給湯器の導入と併せて蓄熱暖房機または電気温水器を撤去する場合、加算補助。
※ 申請に必要となる書類は令和６年度補正事業と同様になる見込み（工事前写真など）。

ヒートポンプ給湯機（エコキュート）



出所）三菱電機

ハイブリッド給湯機



出所）リンナイ

家庭用燃料電池（エネファーム）



出所）アイシン

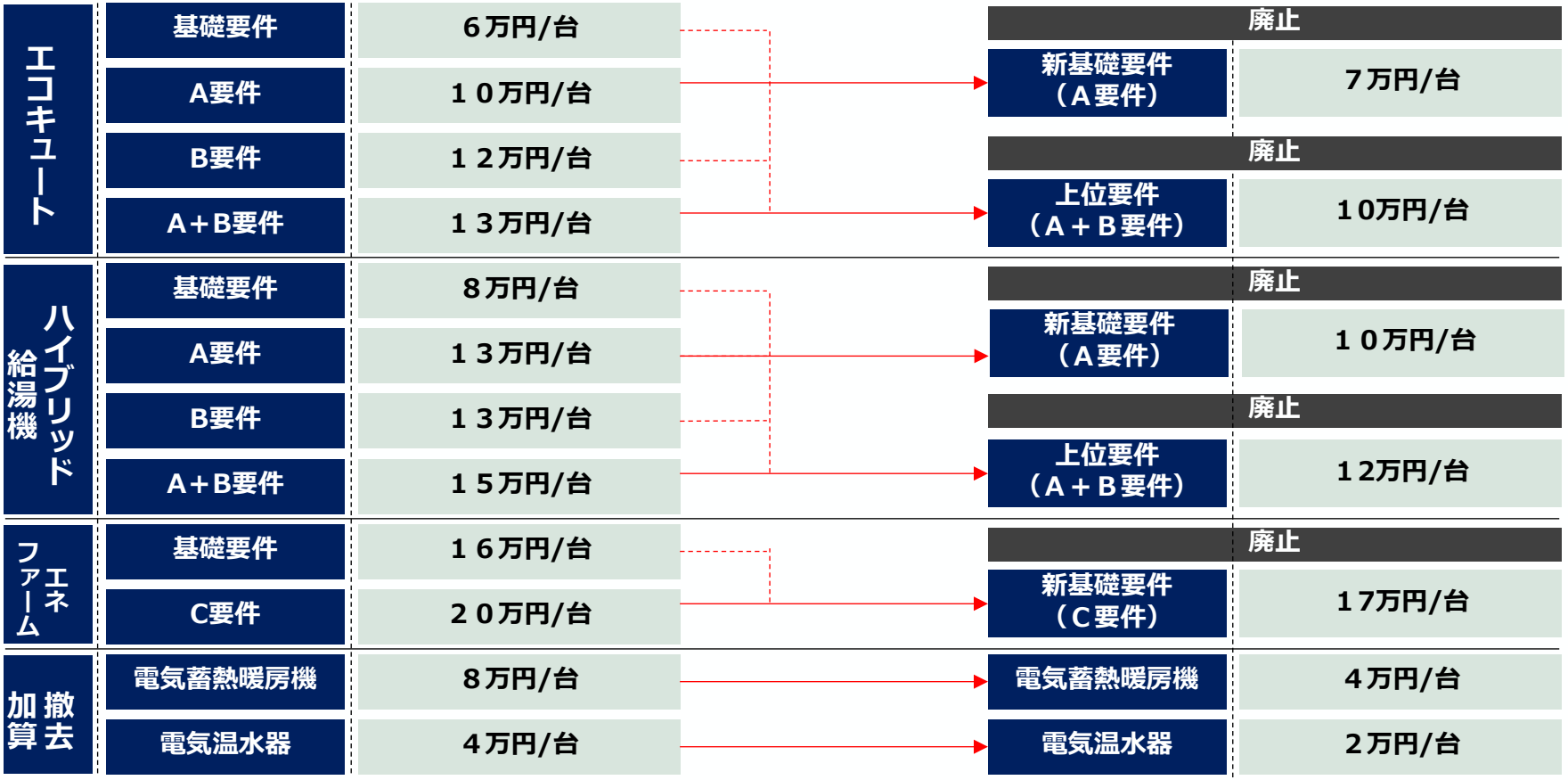
高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金【570億円】

- 家庭で最大のエネルギー消費源である給湯分野について、高効率給湯器の導入支援を行い、その普及拡大を図ることで、家庭部門におけるエネルギー消費量の削減に貢献する。
- Ｒ７年度補正では、一定程度の普及が進んできたことを踏まえ、**①補助額を引き下げつつ、更なる支援台数の増加・加速を目指す（想定支援台数：R6補正 約45万台 → R7補正 約50万台）とともに**、**②要件を見直し、高機能製品（DR機能の具備など）へのシフト**を目指す。

	ヒートポンプ給湯機（エコキュート）	ハイブリッド給湯機	家庭用燃料電池（エネファーム）
エネルギー源	電気	電気・ガス	ガス
価格（機器・工事費）	55万円程度	57万円程度	139万円程度
主な補助額	13万円/台程度（R6補正） →10万円/台程度（R7補正）	15万円/台程度（R6補正） →12万円/台程度（R7補正）	20万円/台程度（R6補正） →17万円/台程度（R7補正）
商品イメージ	 出所：三菱電機	 出所：リンナイ	 出所：アイシン

令和7年度補正予算・変更点について

- 令和7年度補正予算においては、**補助額を引き下げ、支援台数を増加させることで、導入の加速を目指す**。
- また、**より高機能製品（「DR機能等を具備した機器（A要件、C要件）」や「更に省エネ性能の高い機器（A＋B要件）」）へのシフト**を目指す。



※各高効率給湯器は省エネ法に基づくトップランナー制度における省エネ基準を満たすもの等に限る
新A要件：インターネットに接続可能で、昼間の余剰再エネ電気を活用できる機種、または、おひさまエコキュート
新B要件：補助要件下限の機種と比べて、５%以上CO2排出量が少なく、より省エネ性能の高い機種
新C要件：ネットワークに接続可能で、停電が予想される場合に、稼働を停止しない機能を有する機種

2025年度
第4回業務委員会
資料№4-2

重点支援地方交付金の追加

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

○　追加額　：２．０兆円

○　対象事業：エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。

推奨事業メニュー	
（生活者支援）	（事業者支援）
①食料品の物価高騰に対する特別加算	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備
②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
③物価高騰に伴う子育て世帯支援	⑧農林水産業における物価高騰対策支援
④消費下支え等を通じた生活者支援	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

○　算定方法：人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定（都道府県、市町村）

重点支援地方交付金・推奨事業メニュー
＜追加額　2.0兆円＞

○ 推奨事業メニュー2.0兆円（うち食料品の物価高騰に対する特別加算：0.4兆円）

生活者支援

① 食料品の物価高騰に対する特別加算

米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するためのプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、食料品の現物給付などの支援

② 物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援

低所得者世帯・高齢者世帯を対象とした、電力・ガス（LPガスを含む）や灯油をはじめエネルギー、水道料金等の物価高騰による負担を軽減するための支援

③ 物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

④ 消費下支え等を通じた生活者支援

物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付、水道料金の減免などの支援

※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。

⑤ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

⑥ 中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備

経営指導員による伴走支援、生産性向上に向けた補助や金融支援、一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者への支援、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者への補助、公共調達における価格転嫁の円滑化などの支援

⑦ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援（特別高圧で受電する施設への支援を含む）

⑧ 農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

⑨ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電（ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む）、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援

⑩ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能。
※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための活用も可能。

重点支援地方交付金の拡充

○ 地方自治体において、地域の実情に合った的確な支援が行われるよう、**重点支援地方交付金を拡充**
① **食料品の物価高騰に対する特別加算**〔いわゆるお米券等〕を措置
② **賃上げ環境整備**〔中小企業・小規模事業者、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者〕を**推奨事業メニューに追加**。

○ 地方自治体における**速やかな事業実施を依頼**

【推奨事業メニューによる対応】

【食料品の物価高騰に対する特別加算】

米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するための支援

【事例】

●食料品購入にも活用可能なポイントの追加付与事業【大阪府大阪狭山市】

・市内で食料品等の購入に利用できるさやりんポイントをチャージすると、チャージ額の20%を追加付与（上限2,000ポイント）

●食料品の現物支給【岩手県遠野市】

・物価高騰の影響を受ける学生の生活支援として、特産品（4,000円相当）を支給

【賃上げ環境整備】

中小企業・小規模事業者の賃上げ環境を整備するための支援

【事例】

●収益力向上に係る支援【山形県】

・収益力向上やDX推進に資する設備投資への補助（補助上限300万円等）

●賃上げに係る支援【群馬県】

・従業員の賃金を5%以上引き上げた中小企業等を対象に、従業員１人あたり5万円（上限40人）を支給

【コスト高対策】

中小企業等や農林水産事業者の物価高騰によるコスト高対策のための支援

【事例】

●中小企業の価格転嫁に係る支援【山梨県】

・価格転嫁や賃上げ環境の整備等に取り組む事業者に対し、経営支援の専門家を派遣

●農業資材等に係る支援【千葉県山武市】

・農業資材等の価格高騰によって生産コストが増加している農業者に支援金を支給

※「地方公共団体における水道料金の減免」にも活用可能であることを明記（R6補正～）

【速やかな事業実施に向けて】

- 国と地方の協議の場（11月14日・総理出席）を活用して、国から地方に対して速やかな支援の実施を依頼。
- 11月21日の経済対策閣議決定時に、総理から交付金規模を発言し、各地方自治体の交付限度額の目安を通知。
- 関係省庁から自治体に対して、各分野の優良事例の発信、早期活用の働きかけ。
- 地方公共団体における迅速な執行を促すよう、事業の開始状況を定期的にフォローアップ。

（令和7年11月時点版）

2025年度
第4回業務委員会
資料№4-3

最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用いただくことも可能です。
賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください。

※同一の補助対象（設備等）に対する重複利用は不可

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

※最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も対象になります。

IT導入補助金
ものづくり補助金
省力化投資補助金（一般型）

最低賃金近傍で働く雇用者を多く抱える事業者の皆様には、補助率を2／3に引き上げ、優先的に採択します。

※一定の賃上げを実施した事業者の皆様も優先的に採択します。

※本紙は最低賃金引き上げの影響を受けた事業者様向けに厚生労働省の支援策と経済産業省・中小企業庁の補助事業、賃上げを後押しするその他施策をご紹介するものです。具体的な情報についてはホームページ等でご確認ください。

特設サイト
はこちらから

厚生労働省
賃金引き上げ特設ページ

中小企業庁
ミラサポplus

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

経済産業省

中小企業庁

業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

拡充！
- 対象事業場を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金未満まで」に拡充
- 最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを完了していれば、賃金引上げ計画の事前提出は不要

〈補助上限〉30万円～600万円　〈助成率〉3／4 ～ 4／5
〈助成対象経費の例〉機器・設備の導入：POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
経営コンサルティング：国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他：顧客管理情報のシステム化

詳しくはこちら

申請先　都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

問合先　業務改善助成金コールセンター：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

〈対象となる方〉
雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ計画」を作成し、その計画に基づき、右の❶～❼までのいずれかを実施した事業主。

〈支援内容〉※賃金規定等改定コースの場合
有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、右記の額の助成を行います。

❶正社員化コース　❹賃金規定等共通化コース
❷障害者正社員化コース　❺賞与・退職金制度導入コース
❸賃金規定等改定コース　❻社会保険適用時処遇改善コース
❼短時間労働者労働時間延長支援コース

3%以上4%未満	4万円	5%以上6%未満	6万5,000円
4%以上5%未満	5万円	6%以上	7万円

※助成額は令和7年度の内容です

詳しくはこちら

問合先　都道府県労働局

IT導入補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のための ITツール等の導入を支援します。

拡充！
- 最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に対する加点も実施。
- 事業場内最低賃金を一定額（※）以上引き上げた事業者に対する加点も新設。
※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

補助上限：最大450万円
補助率：1／2～4／5

詳しくはこちら

問合先　サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター：0570-666-376

中小企業省力化投資補助金（一般型）

人手不足に悩む中小企業等に対して、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入により、省力化投資を後押しします。

拡充！
- 最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に対する加点も実施。
- 事業場内最低賃金を一定額（※）以上引き上げた事業者に対する加点も新設。
※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

補助上限：最大1億円　※従業員数による
補助率：1／3～2／3

詳しくはこちら

問合先　中小企業省力化投資補助事業 コールセンター：0570-099-660

ものづくり補助金

生産性向上に資する革新的な新製品・新サービス開発を行う中小企業等の設備投資等を支援します。

拡充！
- 最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に対する加点も実施。
- 事業場内最低賃金を一定額（※）以上引き上げた事業者に対する加点も新設。
※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

補助上限：最大4,000万円
補助率：1／2～2／3

詳しくはこちら

問合先　ものづくり補助金事務局サポートセンター：050-3821-7013

賃上げを後押しするその他施策

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。　**※令和7年度の交付申請は11月28日(金)まで！**

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～500万円	6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

詳しくはこちら

(※1)建設業の場合
(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算
(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

詳しくはこちら

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)。

人材確保等支援助成金

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等の導入や雇用環境の整備により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

区 分	助 成 額 (※１・２)
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円(40万円)
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%(50%)

詳しくはこちら

(※1)括弧内の金額は、5%以上の賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。
(※2)①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

小規模事業者持続化補助金

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します。

一般型・通常枠
補助上限：50万円（賃金引上げ特例：150万上乗せ）
補助率：2／3（賃金引上げ特例：赤字事業者は3／4）

詳しくはこちら

商工会地区　商工会議所地区

問合先
＜一般型・通常枠＞
商工会地区補助金事務局HP
商工会議所地区補助金事務局HP
電話番号：03－6634－9307

成長加速化補助金

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指す中小企業の大胆な投資を支援します。

補助上限：最大5億円
補助率：1／2
要件：100億宣言を行っていること
　　投資額1億以上　他

詳しくはこちら

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

省エネ設備や電化・脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の更新を支援します。

問合先
・一般社団法人環境共創イニシアチブ
・（Ⅰ）工場・事業場型
（先進枠）03-5565-3840
（一般枠/中小企業投資促進枠）
03-5565-4463
・（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型
03-5565-3840
・（Ⅳ）エネルギー需要最適化型
03-5565-4773

詳しくはこちら

中小企業新事業進出補助金

既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援します。

補助上限：最大9,000万円
補助率：1／2

問合先　新事業進出補助金事務局（コールバック予約システム）：
https://shinjigyou.resv.jp/

詳しくはこちら

賃上げ促進税制

事業者が一定率以上の賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから税額控除できる制度です。

【令和6年4月1日以降に開始する事業年度に適用を受けたい場合】

全企業・中堅企業
全雇用者の給与等支給額の増加額の最大35%を税額控除

中小企業
全雇用者の給与等支給額の増加額の最大45%を税額控除

詳しくはこちら

固定資産税の特例措置

生産性向上や賃上げに取り組む事業者が、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備に対して、償却資産に係る固定資産税の特例措置を受けることができます。

(※)雇用者給与等支給額を1.5%以上増加させる場合は課税標準が3年間1/2に、3.0%以上増加させる場合は5年間1/4に軽減されます。

詳しくはこちら

問合先
＜先端設備等導入計画の作成等＞
・先端設備等の導入先の市区町村
＜税制＞
・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821

企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者にが必要とする設備資金や運転資金を特別利率で支援します。

(※)審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

詳しくはこちら

問合先
日本政策金融公庫
電話番号:0120−154−505

賃上げ貸付利率特例制度

公庫の融資を受ける際、従業員の賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、融資後2年間、利率を0.5%控除します。

(※)審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

詳しくはこちら

問合先
日本政策金融公庫
電話番号:0120−154−505

働き方改革や経営改善に向けた相談先

賃金引き上げ特設ページ(厚労省)

最低賃金の情報や賃上げ事例を発信！
賃金引上げに向けた取組事例や各都道府県の賃金引上げ支援策を掲載

- 最低賃金額や発効日等の情報、賃金引上げの取組事例等を掲載しています。
- 厚生労働省の運営する「最低賃金特設サイト」内に設置しています。

詳しくはこちら

賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト(中企庁)

貸上げや最低賃金の対応をサポート！
収益向上のヒント、補助金・助成金・税制・相談窓口などをまとめてチェック

- 賃上げ原資の確保に役立つ支援策を一覧で参照できます。
- 中小企業庁の運営する補助金サイト「ミラサポplus」内に設置しています。

詳しくはこちら

適正取引支援サイト

「中小受託取引適正化法(改正下請法)」や「価格交渉に関する講習会の案内、受託取引や価格交渉・価格転嫁に関する相談窓口の紹介、取引環境改善に向けた各種施策の紹介など、取引先との理想的な関係構築をサポートするためのコンテンツを提供しています。

詳しくはこちら

働き方改革推進支援センター

相談支援 **コンサルティング** **セミナー開催**

労務管理等の専門家が
企業の「働き方改革」や賃金引き上げなどを無料で支援します！

- 専門家が来所・電話・メールによる相談を承ります。
- 専門家が企業への訪問、またはオンラインによるコンサルティングを実施します。
- 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関する、働き方改革セミナーを開催しています。

詳しくはこちら

問合先 各都道府県の働き方改革推進支援センター

よろず支援拠点

中小企業・小規模事業者等が抱える経営課題に無料で相談対応します！

- 売上拡大や、資金繰り・事業再生等に関する経営改善等の経営相談に対応します。
- 地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じて的確な支援機関等を紹介します。

問合先
各都道府県のよろず支援拠点

詳しくはこちら

下請かけこみ寺

※令和8年1月1日より、取引かけこみ寺に名称変更予定。

中小企業・小規模事業者等が抱える取引上のトラブルを専門の相談員や弁護士が解決に向けてサポートします。

全都道府県に設置

電話での御相談、
オンラインでの御相談、
対面での御相談が可能です！

- 相談無料
- 秘密厳守
- 匿名相談可能

問合先
フリーダイヤル：0120-418-618
※お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

詳しくはこちら

伴走支援の強化

今回の最低賃金引き上げに伴い各支援機関での伴走支援の強化を行っております。最低賃金、賃上げ等に関するご相談はお近くの支援機関(商工会・商工会議所、よろず支援拠点、認定経営革新等支援機関、中小企業活性化協議会、事業承継引継ぎセンター等)までお越しください。
※各支援機関の連絡先は賃上げ・最低賃金対応支援特設サイトからご確認ください。

2025年度
第4回業務委員会
資料№5

2025年12月10日

経過措置指定団地の2025年9月・12月解除及び2026年3月解除予定

▲は、生産動態統計で旧簡易ガスに区分された旧一般ガスの

（一社）日本コミュニティーガス協会

	2017年3月31日			2017年4月～2025年9月	2025年9月1日	2025年9月1日（2025年8月生産動態統計BASE）			2025年12月1日	2025年12月1日（2025年9月生産動態統計BASE）			2026年3月1日	2026年3月1日見込（2025年9月生産動態統計BASE）		
	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	供給地点群数の増減	解除	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除予定	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計
北海道 ▲4	*1* 333 5.9%	*2.9%* 10 0.6%	343 4.6%	0 0.0%	*0* 0 0.0%	*0* 342 5.3%	*0.3%* 1 0.1%	343 4.8%	*0* 0 0.0%	*0* 342 5.3%	*0.3%* 1 0.1%	343 4.8%	*0* 0 0.0%	*0* 342 5.3%	*0.3%* 1 0.1%	343 4.8%
東北 ▲1	*88* 542 9.6%	*13.3%* 83 4.8%	625 8.5%	−35 17.9%	*0* 0 0.0%	*1* 572 8.8%	*3.1%* 18 2.5%	590 8.2%	*0* 0 0.0%	*1* 572 8.8%	*3.1%* 18 2.5%	590 8.2%	*0* 1 3.7%	*1* 573 8.8%	*2.9%* 17 2.5%	590 8.2%
関東 ▲7	*266* 1,385 24.5%	*34.3%* 722 41.8%	2,107 28.6%	−98 50.3%	*1* 1 11.1%	*43* 1,600 24.7%	*20.4%* 409 57.4%	2,009 28.0%	*0* 0 0.0%	*43* 1,600 24.7%	*20.4%* 409 57.8%	2,009 28.0%	*8* 20 74.1%	*39* 1,620 24.9%	*19.4%* 389 57.1%	2,009 28.0%
中部	*124* 469 8.3%	*28.7%* 189 10.9%	658 8.9%	−1 0.5%	*0* 1 11.1%	*20* 578 8.9%	*12.0%* 79 11.1%	657 9.1%	*0* 0 0.0%	*20* 578 8.9%	*12.0%* 79 11.2%	657 9.1%	*3* 0 0.0%	*17* 578 8.9%	*12.0%* 79 11.6%	657 9.1%
北陸	*10* 292 5.2%	*0.0%* 0 0.0%	292 4.0%	−23 11.8%	*0* 0 0.0%	*0* 269 4.2%	*0.0%* 0 0.0%	269 3.7%	*0* 0 0.0%	*0* 269 4.2%	*0.0%* 0 0.0%	269 3.7%	*0* 0 0.0%	*0* 269 4.1%	*0.0%* 0 0.0%	269 3.7%
近畿	*123* 680 12.0%	*33.3%* 339 19.6%	1,019 13.8%	−61 31.3%	*1* 7 77.8%	*9* 828 12.8%	*13.7%* 131 18.4%	959 13.4%	*0* 4 100.0%	*9* 831 12.8%	*13.3%* 127 17.9%	958 13.3%	*2* 4 14.8%	*8* 835 12.8%	*12.8%* 123 18.1%	958 13.3%
中国	*86* 549 9.7%	*13.1%* 83 4.8%	632 8.6%	−43 22.1%	*0* 0 0.0%	*2* 574 8.9%	*2.5%* 15 2.1%	589 8.2%	*0* 0 0.0%	*2* 574 8.9%	*2.5%* 15 2.1%	589 8.2%	*2* 1 3.7%	*0* 575 8.8%	*2.4%* 14 2.1%	589 8.2%
四国	*50* 291 5.1%	*17.6%* 62 3.6%	353 4.8%	4 −2.1%	*0* 0 0.0%	*1* 343 5.3%	*3.7%* 13 1.8%	356 5.0%	*1* 0 0.0%	*0* 344 5.3%	*3.6%* 13 1.8%	357 5.0%	*0* 1 3.7%	*1* 345 5.3%	*3.4%* 12 1.8%	357 5.0%
九州	*166* 931 16.5%	*20.4%* 238 13.8%	1,169 15.8%	26 −13.3%	*0* 0 0.0%	*3* 1,149 17.8%	*3.8%* 45 6.3%	1,194 16.6%	*0* 0 0.0%	*3* 1,150 17.8%	*3.8%* 45 6.4%	1,195 16.6%	*1* 0 0.0%	*2* 1,150 17.7%	*3.8%* 45 6.6%	1,195 16.6%
沖縄	*1* 181 3.2%	*0.5%* 1 0.1%	182 2.5%	36 −18.5%	*0* 0 0.0%	*0* 216 3.3%	*0.5%* 1 0.1%	217 3.0%	*0* 0 0.0%	*0* 217 3.4%	*0.5%* 1 0.1%	218 3.0%	*0* 0 0.0%	*0* 217 3.3%	*0.5%* 1 0.1%	218 3.0%
全国 計 ▲12	*915* 5,653 100.0%	*23.4%* 1,727 100.0%	<減少率= 7,380 100.0%	−2.6%> −195 100.0%	*2* 9 100.0%	*79* 6,471 100.0%	*9.9%* 712 100.0%	7,183 100.0%	*0* 4 100.0%	*78* 6,477 100.0%	*9.9%* 708 100.0%	7,185 100.0%	*10* 27 100.0%	*68* 6,504 100.0%	*9.5%* 681 100.0%	7,185 100.0%

＊ *斜体の数字*は自由化団地の内、シェア50%超の団地数

＊＊下段のパーセンテージは全国計に占める割合

赤数字は特別な事後監視解除数

赤数字は特別な事後監視解除数（見込）

（注）廃止された旧簡易ガス団地数及び指定団地・自由化団地の内訳は把握していない。

2025年度
第4回業務委員会
資料№6

2025/12/10

経過措置団地にガスを供給する
小規模コミュニティーガス事業者対象アンケート実施の件

（一社）日本コミュニティーガス協会

経過措置団地にガスを供給する小規模コミュニティーガス事業者を対象に、本年１１月緊急アンケートを行いました。その結果を以下のとおり報告します。

✧　アンケートの結果

- 対象会員事業者に定義　：１以上の経過御措置団地にガスを供給し、かつガスを供給する供給地点群が３以下。事業者の規模は問わない。
- アンケート実施状況　　発送数　62 通、回収数　５１通、回収率　82.3%
- アンケート内容

＜アンケート＞経過措置料金規制制度の廃止について貴社のご意見は？

①　～⑤の内、一つを選択してください。

（注）　協会が完全自由化を要望しても、その要望が通らないこともあります。また、「特別な事後監視（シェア 50%超の場合には 3 か月毎に小売料金水準を報告する）」等の条件が付く可能性もあります。さらに、解除のシェア基準を引き上げる、シェアの算出式を変更するなど、緩和策が検討される可能性もあります。

一方、自由化された場合には、固定資産税の課税標準等の特例措置等、経過措置料金規制団地に認められている税制上の特例措置は適用されません。

①　経過措置料金規制制度廃止以外は求めない。
②　経過措置料金規制制度は廃止を要望した結果、条件付きでも良い。
③　経過措置料金規制制度は廃止を要望した結果、解除基準の緩和でも良い。
④　条件付きでも、解除基準の緩和でも良いから、制度の廃止・改善を要望すべき。
⑤　現状のままで良い。

- アンケート結果　①　１４通、②　５通、③　７通、④　１７通、⑤　８通

完全撤廃を求める１４社を含め、４３社（84.3%）が何らかの改善を要望している。

⑤　を選択した８社全ての事業者に電話確認を行った結果、「現状困っていない、解除されても特段問題はない。変更されれば対応する。」とのこと。

以上

2025年度
第4回業務委員会
資料№7-1

会員事業者各位

2026 年 1 月 19 日

コミュニティーガス料金水準調査に対するご協力のお願い

（一社）日本コミュニティーガス協会

大寒の候、需要期の中、会員事業者の皆様にはご多忙のことと思います。

さて（一社）日本コミュニティーガス協会では、以下のとおり全会員を対象に料金水準調査を行うことと致しました。下記２に記載のとおり、個社のデータは外部の調査機関で収集・処理・保管され、協会には管轄局別平均値のみが報告される仕組みとし、データ漏洩等のトラブルは発生しないよう工夫していますので、全会員事業者の皆様にご協力いただきたく、よろしくお願い致します。

記

1. 経緯

- 2025 年 8 月 27 日「総合資源エネルギー調査会　電力・ガス事業分科会　次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会　第 1 回ガス事業環境整備ワーキンググループ」が開催されました。このＷＧではガスシステム改革全体にわたる検証を行うとしており、「簡易ガス事業に係る制度」も報告すべき主な項目とポイントに掲げられています。
- 検証項目として、●改正法の施行の状況　●エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況　●需給状況　●小売料金水準　●その他のガス事業を取り巻く状況　が掲げられています。
- したがって、ＷＧのテーマとして、コミュニティーガス料金の水準もテーマとなり得ますが、コミュニティーガス料金の水準は 2017 年 3 月末【添付】）を最後として、公式のデータは存在していません。
- 改正ガス事業法施行により、コミュニティーガス団地の多くが自由化され、現在では料金規制経過措置団地が全体の 1 割を下回る状況となっています。この結果、コミュニティーガス料金水準はそれなりに上昇しているものと思われますが、その程度は不明です。
- そこで、2027 年 3 月末までに行われるガス事業環境整備ＷＧの検証に間に合うように、コミュニティーガス料金水準の調査を行いたいと考えました。

2. 実施方法

- アンケート用紙の収集・データ化・整理・管轄局別平均値の算出・データの保管等を「(一般財団法人)エネルギー経済研究所石油情報センター」に依頼しています。
- アンケート用紙と石油情報センター宛返信用封筒を同封していますので、アンケートに回答後、返信用封筒に入れて石油情報センター宛送付してください。
- 石油情報センターから当協会には管轄局別の平均値のみを報告することとなっています。協会から個社のデータを確認することはありません。また石油情報センターも個社のデータを外部に流出させないよう契約しております。

3. アンケート記載要領

- 「記入日」
 アンケートに回答した日付を記入してください。
- {事業者名}
 貴社の名称を記入してください。
- 「経産局別」「団地数」「供給地点数」「調定数」「生産量（販売量)」
 2025 年 3 月度（単月）の生産動態統計調査に記載して数値を管轄局別に合計し、該当管轄局の欄に記入してください。
- 「販売金額」
 局別「生産量（販売量)」に相当する販売金額（基本料金と従量料金の合計）を記入してください。消費税・地方消費税は除きでお願いします。また地方自治体によるＬＰガス料金に対する補助があった場合には、補助を適用する前の金額としてください。
- 「(参考）平均単価」
 念のため、「販売金額（消費税等除き)」を「生産量（販売量)」で除して平均単価を算出し、異常値でないことを確認してください
- 「連絡先」
 提出いただいたデータ等に読みづらい箇所、算出した平均単価が異常値と思われる等の場合には、石油情報センターから問い合わせることがございます。必ず回答された方の「氏名」「電話番号」「メールアドレス」を記入してください。

4. アンケートの回答期限

- 本アンケート到着後、速やかにご回答願います。
- ２月６日を仮締め日として、受領済みまたは未受領の会員事業者リストを石油情報センターが作成し、協会に報告されることになっています。
- 未受領の会員事業者には、協会支部事務局より電話・郵便等で督促させていただきます。
- ２月２０日をアンケートの回答期限としますが、早めの提出をお願い致します。

5. 複数の支部に会員登録をしている会員について

- それぞれの所属支部ごとに回答されても、本社等で管轄局別にまとめて回答していただいても結構です。
- まとめて回答される場合には、アンケート用紙にその旨ご記入願います。

以上

より信頼性の高い資料とするため

全会員事業者の回答を収集したいと考えています。

ご協力の程、よろしくお願いします。

【添付】（一社）日本ガス協会「ガス事業便覧（平成２９年版）」　抜粋

2025年度
第4回業務委員会
資料№7-2

8．料金水準の推移

(100.4652MJ／㎥)
(各年度3月末)

料金水準＼年度	平成26		27		28	
	地点群	構成比(%)	地点群	構成比(%)	地点群	構成比(%)
181円／㎥未満	10	0.1	12	0.2	11	0.1
181 ～ 201未満	8	0.1	8	0.1	8	0.1
201 ～ 221未満	6	0.1	6	0.1	6	0.1
221 ～ 241未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0
241 ～ 261未満	6	0.1	5	0.1	5	0.1
261 ～ 281未満	10	0.1	12	0.2	14	0.2
281 ～ 301未満	21	0.3	23	0.3	22	0.3
301 ～ 321未満	52	0.7	63	0.8	61	0.8
321 ～ 341未満	96	1.3	95	1.3	94	1.3
341 ～ 361未満	184	2.5	216	2.9	214	2.9
361 ～ 381未満	295	3.9	290	3.9	285	3.9
381 ～ 401未満	484	6.5	475	6.4	465	6.3
401 ～ 421未満	532	7.1	560	7.5	551	7.5
421 ～ 441未満	808	10.8	809	10.9	796	10.8
441 ～ 461未満	871	11.6	876	11.8	862	11.7
461 ～ 481未満	888	11.9	908	12.2	910	12.4
481 ～ 501未満	821	11.0	798	10.7	789	10.7
501 ～ 521未満	641	8.6	603	8.1	597	8.1
521 ～ 541未満	425	5.7	431	5.8	433	5.9
541 ～ 561未満	334	4.5	297	4.0	295	4.0
561 ～ 581未満	210	2.8	181	2.4	180	2.4
581 ～ 601未満	155	2.1	144	1.9	144	2.0
601 ～ 621未満	113	1.5	116	1.6	117	1.6
621 ～ 641未満	91	1.2	85	1.1	82	1.1
641 ～ 661未満	57	0.8	56	0.8	59	0.8
661 ～ 681未満	47	0.6	40	0.5	40	0.5
681 ～ 701未満	39	0.5	48	0.6	48	0.7
701 以上	279	3.7	272	3.7	273	3.7
合　計	7,483	100.0	7,429	100.0	7,361	100.0
平均料金水準	480円／㎥		481円／㎥		482円／㎥	

9．経済産業局別料金水準

(100.4652MJ／㎥)
(平成29年3月末)

局　名	平均料金水準（円／㎥）
北海道	674.12
東北	446.84
関東	440.26
中部	456.10
北陸	519.29
近畿	511.53
中国	481.28
四国	491.48
九州	481.96
沖縄	558.75
全国	481.62

9．の表を作成します

☜ 8．の表は作成しません

アンケート様式案

2025年度
第4回業務委員会
資料№7-3

A案

アンケート回答用紙（イメージ）

ご記入日	2026年　　年　　日

事業者名	

下記の表に2025年３月度の販売数量合計及び販売金額合計を地域毎にご記入下さい。地域名は協会各支部事務局の所管地域に準じます。

	地域名	販売数量　合計（㎥）	販売金額　合計（円）
1	北海道		
2	東　北		
3	関　東		
4	東　海		
5	北　陸		
6	近　畿		
7	中　国		
8	四　国		
9	九　州		
10	沖　縄		

上記表の元データは委託先の日本エネルギー経済研究所限りです。

<ご連絡先※>

御名前	電話	メールアドレス

※）集計時にご確認を差し上げる場合がございますのでご記入をお願いいたします。

B案　　回答欄のみの変更

		生産動態統計調査票に記載した局別合計				生産動態統計票に記載された生産量計に相当するガスの販売金額（円）（消費税・補助金除き）	（異常値ではないことを確認願います。）（参考）平均単価（円／㎥）
		団地数	供給地点数	調定数	生産量（販売量）計（㎥）		
1	北海道						
2	東　北						
3	関　東						
4	中　部						
5	北　陸						
6	近　畿						
7	中　国						
8	四　国						
9	九　州						
#	沖　縄						

2025年度
第4回業務委員会
資料№8

2025 年 12 月 10 日

Ｊ－クレジットに関する調査実施について

（一社）日本コミュニティーガス協会

1. 契約書の締結　　2026 年 3 月開催予定の理事会にて発表する予定で契約済み
　先方の社名が「デロイト トーマツ コンサルティング合同会社」から「合同会社デロイトトーマツ」12 月 1 日に変更された。

2. プロジェクト名　　「脱炭素活動やカーボンクレジットの活用促進プロジェクト」

3. 第 1 回　検討会　12 月 9 日　14：00～15：00　於）協会会議室

黒田式エネファーム既築販売研修をきっかけに、

「エネファーム既築販売（リプレイス+既築新規）」を再加速

事例で知る
エネファーム販売の知恵
Smart Action
コージェネ財団 かわら版［スマートアクション］
2025年12月 番外編

日本海ガス株式会社様（日本海ガス絆ホールディングス株式会社様）のご紹介

創立：1947年10月／本社：富山県富山市
代表取締役社長 新田洋太朗

総合エネルギー企業への進化と、トータルライフ事業の実現を目指す“日本海ガス絆ホールディングス株式会社”グループ全14社の中核会社。富山市を中心とした導管事業のほか、隣接地域を含めたLPガス・石油製品の供給・販売、ガス機器や住宅関連商材の販売や建築土木工事などを手掛ける。

●日本海ガス株式会社HP
https://www.ngas.co.jp/

●日本海ガス絆ホールディングスHP
https://hd.ngas.co.jp/



黒田式エネファーム既築販売研修 研修受講リポート



2025年6月19日：新・基本編＋新・エネルギー編初級
6月20日：新・エネルギー編上級＋リプレイス編

会場／日本海ガス様会議室

6月に開催された黒田式エネファーム既築販売研修のメイン受講事業者である日本海ガス株式会社様に黒田講師（東京ガス横浜中央エネルギー株式会社 GXプロジェクト部）とともに再訪。黒田講師からの研修フォローとあわせ、同研修を実施された背景、研修後のお取り組みの変化などについて日本海ガスの皆様にお聞きしました。

（取材：2025年10月8日）

日本海ガス様「黒田式エネファーム既築販売研修」実施 3つのポイント

1【研修実施企画者の狙い】意識改革と販売手法を転換。リプレイス率向上と既築新規販売の獲得へ
2【研修受講者の変化】現状の課題を再認識。組織・チームで取り組み、着実にリプレイス＆新規を獲得
3【黒田講師から】エネファームからのアプローチではなく「情報提供の場（次工程※）」にこだわる

※「次工程」とは、日々の接点業務から、環境変化に伴い様々な給湯器があることをお伝えする場を改めて別日にいただくこと。初回訪問時に（エネファームはアプローチせず）給湯器への意識づけや情報提供となるアプローチから次回訪問の約束を獲得。次回訪問で「15分プレゼン」により最新の情報提供としてエネファームの価値をお客さまにお伝えし、「あってもいいな」に繋げていきます。このような「次工程獲得1分プレゼン」「15分プレゼン」などを研修で学びます。

ポイント1 【研修実施企画者の狙い】意識改革と販売手法を転換。リプレイス率向上と既築新規販売の獲得へ

Q. 黒田式エネファーム既築販売研修を実施された背景をお教えいただけますでしょうか？



日本海ガス株式会
経営企画部長
經 弘光 さま

日本海ガスでは、環境問題・カーボンニュートラルへの対応としてCO_2削減目標を定めています。その達成に向けた最重要商材としてエネファームを位置づけ、新築設置を中心にエネファーム販売を続けてきました。コストメリットの提案でサブユーザーに採用してもらい、消費者には標準仕様の一部として住宅価格に含まれた状態でエネファームを購入いただいています。つまり、施主であるエンドユーザーにエネファームという商材を詳しく知って購入いただいているわけではありません。新築を中心とした取り組みを続けている中で「この数年間、新築設置エネファームのリプレイス需要を思うように取り込めていない」「既築住宅におけるエネファーム新規販売（オール電化やガス給湯器からのエ

ネファーム切替）ができていない」などの課題が浮き彫りになってきました。自分自身も営業経験がありますが、ガス営業の慣習なのか「イニシャル・ランニングコストから入る提案を行ってしまう」また、お客さまに申し訳ないという意識があるのか「高額商材・サービスは値引きして販売しようとする」などの傾向があります。総じて「おトク」といったコスト面を売りにした提案になりがちです。おトク感だけでは100万円を超えるような高額商材であるエネファームの販売は難しい。これが要因でリプレイスが進んでいないのか、エネファームという商材が持つ価値をお客さまに知っていただく提案ができていないのか、と悩んでいるところに、しっかりとエネファームの価値を訴求し、お客さまのライフスタイルに沿った提案を行う「黒田式エネファーム既築販売研修」の話を聞き、意識改革と販売手法転換のために受講を決めました。



日本海ガス株式会
経営企画部 営業企画グループ
マネージャー **松井 るみ子** さま

十数年前にも、黒田式研修を日本海ガスで開催しており、東京開催の集合研修でも複数名が受講しています。当時からメンバーが入れ替わっていくなかで、研修内容の継承ができておらず苦戦していました。昨年末にコージェネ財団様から、改めて当研修の内容をお聞きし、検討を開始しました。当初はWEB開催受講も検討したのですが、当時の受講メンバーから「黒田講師の熱量を直接聞いた方が良い」との意見が多くあり、より多くの社員に聞かせるためにも会場を提供して実地開催ということになりました。本来3日間のコースを、2日間に再構成いただけたことに感謝しています。

ポイント2　【研修受講者の変化】現状の課題を再認識。組織・チームで取り組み、着実にリプレイス＆新規を獲得

Q. では、受講者の皆様にお聞きします。研修の感想や、その後のお取り組みなどについてお教えいただけますでしょうか？



日本海ガス株式会
LPガス事業本部 富山支社販売グループ
宮村 和磨 さま

今年からLPガスのお客さまへの接点業務担当となり、初めて当研修を受講しました。エネファームに関することだけでなく、営業について、環境問題についても本質的なことを教えていただきました。特に、お客さまの心に響くストーリー・フレーズのあるプレゼンに感銘を受けました。受講後は、覚えたトークスクリプトにより次工程につなげ、エネファームの特徴などを紙に書き出しながらお客さまにプレゼンするなど、研修で学んだことを実践しています。その結果、7月に東芝機トラブル対応からパナソニック機へ10年経過を待たずにリプレイスを成約、8月に設置10年経過のリプレイスを成約、9月には給湯器から新規エネファームと太陽光発電をセットで成約。まだ未設置ですが、エコキュート利用のお客さまへ「乾太くん」設置工事時にプレゼンを実施し、エネファームへの切り替えを成約しています。受講前までのエネファーム実績はゼロでしたが、順調に成約実績を重ねられています。新築設置のお客さまはほとんどエネファームの価値を理解していない。新築サブユーザー担当の頃には気付いていないことでした。まず意識を変えること、そして、アフターフォローやプレゼンが重要ということを実感しています。



株式会社モット日本海ガス
南店
チームリーダー **寺島 真人** さま

モット日本海ガスで、都市ガスのお客さまへの接点業務を担当しています。私自身がエネファームの提案に悩んでおり、色々と学びたい、チームメンバーをリードしてあげたいと考え、初めて当研修を受講しました。受講前より新築設置のお客さまには、初回訪問時にリモコンを一緒に見ながら電気料金（発電量×電力単価）の削減額や、非常時の使用方法などについて説明を行ってきましたが、既築新規も含めて思うような実績が出ていませんでした。受講により今までの提案が間違っていたことに気付け、受講後は、これまでとは提案方法を変え、お客さまにエネファームの価値を正しく伝え、判断していただくという点を強く意識し、全家庭に提案するスタンスで実践しています。また、チームの役割を明確にしました。私自身も顧客を担当していますが、チームメンバー6人が次工程を取り、私がクローザーとして関わり成約につなげる形で取り組んでいます。獲得できた次工程は10件ほどで、給湯器からエネファームへの切替は成約1台という状態で伸び悩んでおり、私自身が15分プレゼンをマスターできていないなどの課題があります。課題を改善していき、1件でも多く成約獲得できるようにチームで進めていきます。



株式会社モット日本海ガス
北店
チームリーダー **北山 真光** さま

都市ガスのお客さまへの接点業務を自身も担当顧客を持って行っています。私は十数年前の研修から3回目の受講です。当時は黒田講師が言われたように、自分の子供を相手にロープレで練習し15分プレゼンをマスターして相応の成果につなげることができました。しかし、提案を重ねるうちに内容を省略してしまっていたかもしれません。受講前から新築設置先にはアフターフォローとして電気料金削減額や非常時の使い方フォローを行い、個人では7割近いリプレイスを獲得していましたが、給湯器からエネファームへの切替は思うように実績が出ていませんでした。現時点では進化した15分プレゼンを私自身がマスターできているとは言えない状態であり、また、次工程を取ることの重要さをメンバーに伝えられていないと思います。チーム3人を含めての受講後の成果ですが、給湯器からエネファームへの切り替えによる新規獲得が1台です。営業はセンスや会話力が重要だと思っていましたが、今回の受講により、営業は技術であり、伝達と再現が可能なものと学びました。



Q. 管理者の立場から、研修の感想や、今後の方針などについてお教えいただけますでしょうか？

日本海ガス 松井さま■商品知識系の研修は他にもありますが、営業・提案の手法やマインドを学べる研修は多くはありません。今回の受講者アンケートを見ても「視点・意識が変わった」とのコメントが多く、「すぐにお客さまのところに行きたい」などの発言も聞かれ、受講者の意識改革につながったと考えています。今後は未受講者の意識改革が一つのポイントになると思います。
また、受講の少し前からの取り組みとなりますが、メンテナンス担当・接点業務担当が連携し、設置からのエネファーム発電量などを資料にまとめ、10年目メンテナンス時にお客さまに説明しています。研修でリプレイス時の発電量確認は必須とお聞きし、この取り組みは間違いではなかったと自信につながりました。10年目メンテナンス時だけではフォローが弱いので、現在は5年目メンテナンス時にも説明を実施することを検討しています。エネファームは費用対効果が悪いと言われがちですが、お客さまにエネファームの価値をしっかりお伝えするように取り組めばコスト勝負にならず、また短期間で成約につなげることができる。受講で学んだことを営業手法・企画検討に活かして現場をサポートしていきたいと思います。

日本海ガス 經さま■エネファームに限らず、お客さまに商材・サービスの価値を正しく理解していただくことが大切だと学びました。接点業務を大切にし、まずは黒田式エネファーム既築販売の「型」を完全にマスターしたうえで、富山の地にフィットさせたカタチに昇華させたいと思います。

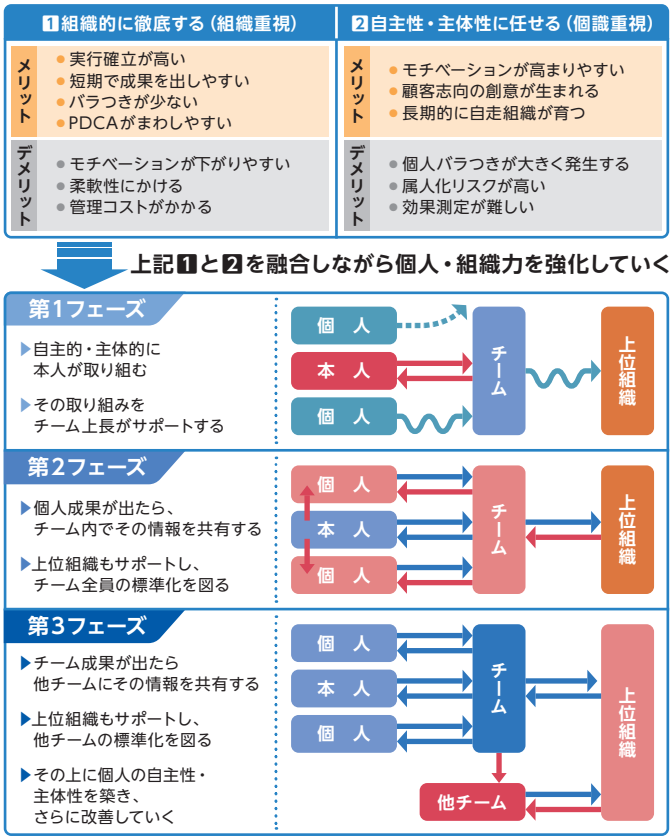
ポイント3　【黒田講師から】エネファームからのアプローチではなく「情報提供の場（次工程）」にこだわる

Q. 黒田講師からアドバイスをお願いいたします。



東京ガス横浜中央エネルギー株式会社
GXプロジェクト部
黒田 講師

私（講師）ができるのは、受講生を研修に向き合わせ、学ばせ、やる気にさせる迄です。大切なのは受講後の職場での運用と継続力になります。受講後の展開を大きく分けると「①組織的に役割分担を決めて徹底して行動する方法」「②受講生の自主性・主体性に任せて各々が行動する方法」に分かれます。日本海ガス様は後者（②）になると思いますが、意識や取り組みに個人差が生まれやすく、また浸透には時間を要するかも知れません。まずは今回お話を伺った3人が、自身で1分・15分プレゼンを完全にマスターしてください。15分プレゼンは誰でもロープレで確認できるので、上司がチェックした方がいいでしょう。自身の接点業務で1分プレゼンを活用して20件の次工程を取り、完全にマスターした15分プレゼンを実践すれば、必ず成果が出てきます。何より、本人が「あれっ？」と気付くことになるでしょう。そこから自部署内で展開して組織成果を出し、他部署に共有することで全社的な意識改革・行動変化が図れると思います。



ポイントは「次工程での15分プレゼン実施」と「その場ではなく、次工程にこだわる」を意識してください。接点で最初からエネファームをアプローチすると、間違いなく上手くいきません。売れそうな情報を取るのではなく、お客さまに情報提供できる場をたくさん作るのです。では本日、受講後の課題などを聞かせていただきましたので、「部下・チーム育成」と「次工程獲得1分プレゼン」のポイントをお話しします。

部下・チーム育成の3つポイント

❶次工程の獲得件数にこだわる

- 明日からお客さまを訪問する際、給湯器経年が7年以上などと対象を決め、そのうち何件の次工程が獲得できるかをゲーム感覚で取り組む。
- まず自分自身が率先して次工程を取ることが重要。
- 自分ができることをやり切ることが重要で、その行動が成果につながり周囲を動かす。

❷15分プレゼンの徹底準備と実施

- お客様にしっかり時間をいただき、クローザーとして「15分プレゼン」を決めきる自信を持つ。
- 中途半端な説明ではなく、クオリティの高いプレゼンをお客さまに提供することを目指し練習を重ねる。
- しっかり準備してプレゼンができれば成約まで時間を要することはない。次工程を獲得して4～5日後にプレゼン、家族相談結果の架電回答を1週間待つ。（経験上、10日前後での成約が最も多い）

❸メンバーへの動機付けと同行指導

- 次工程を取る重要性をしっかり伝え、現場同行。事前データの読み取りやお客さまへの声掛けやアプローチストーリーの組立て方を教える。
- お客さまから情報を引き出す方法を、部下が理解しはじめると、チーム全体で次工程獲得件数が増える。
- 一人で対応しきれなくなれば、新たなクローザーを育成し、組織的な営業体制の強化をはかる。

次工程獲得1分プレゼンのポイント

①お客様宅を訪問する前に必ず3つのデータを確認。「1.築年数」「2.給湯器の経年数」「3.コンロの経年数」

▼

②この3つを見て、経年の差から交換履歴を推測。例えば、給湯器が12年、コンロが7年の場合、年数差から一度交換していることがわかる。さらに築年数が20年であれば過去の交換タイミングが把握できる。訪問前にこうした情報を整理し、現場で「前回は8年目で交換されていますね」と具体的に給湯器の交換時期の提案からアプローチできるように準備しておく。

▼

③お客様宅に着いてからは外回りを見て、どの切口で話を始めるかをしっかり考える。ゴールはすべてエネファーム。給湯器の話を聞いていただけるようにゴールを目指す。

この他、具体的なテクニックなどは、次年度の黒田式エネファーム既築販売研修に参加いただければと思います。日本海ガスの皆さまの今後の活躍に期待しています。

コージェネ財団
一般財団法人 コージェネレーション・エネルギー高度利用センター
燃料電池室

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-16-4 アーバン虎ノ門ビル4階　TEL.03-3500-1612　FAX.03-3500-1613

https://www.ace.or.jp/fc/

発行日／2025年12月5日　発行者／一般財団法人 コージェネレーション・エネルギー高度利用センター　燃料電池室　制作／株式会社プラティコ

2025年度
第4回業務委員会
資料№10-1

（資料提出日：12月8日）
2025年12月10日
ENEOSグローブ株式会社

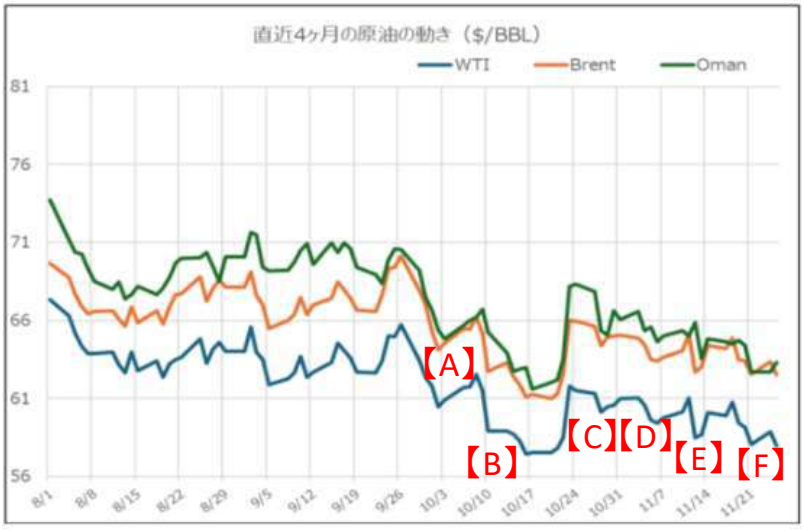
事業用原料の需給・価格動向について（海外マーケット動向）

1.最近の原油動向

【10月】
・10月のWTI原油は$57~62/bbl台の推移。
・上旬：地政学的な供給懸念も背景にあり、特にロシア・イランへの制裁強化・ウクライナ情勢による供給リスクが意識され、10月8日には10月の月中で最高値となる$62.55/bblをつけた。【A】
・中旬：米原油在庫が増えたほか、地政学リスクが低下したことから、供給懸念が和らいだことで売りが出た。10月17日には一時$57.26/bblと期近物として5カ月ぶりの安値を付けた。【B】
・下旬：ロシアによるウクライナ侵略を巡り、米国がロシアの石油大手を経済制裁の対象に加えたと公表した。世界の原油需給が引き締まるとみた買いを誘った。【C】

【11月】
・11月のWTI原油は$58~61/bbl台の推移。
・上旬： 中東などの主要な産油国が原油生産を拡大する中で、カナダが排出量の上限規制を見直し原油生産を増やす可能性があるとの見方が重荷となり、原油需給が緩和するとの思惑から売りが出た。【D】
・中旬： OPECが公表した11月の石油市場月報で、2025年と26年の原油需要見通しを前月からそれぞれ下方修正した。
世界の石油需給が緩むとの見方につながったことが売りを誘い一時$58.14/bblを付けた。【E】
・下旬： ロシアとウクライナを巡る地政学リスクが和らいでいるとの見方から原油先物に売りが出た。【F】

【12月】
・月初：OPECプラスの会合（11/30）で、先に合意した2026年1~3月の増産停止方針を確認する見込みとの報道等から先週比で上昇。



【原油価格推移】

($/BBL)	2024FY	→ 2025FY 1StQrt	2NdQrt	10月	11月	12月	3RdQrt	12/1-5Ave 11/28	12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	先週比
WTI	74.3	63.7	64.9	60.1	59.5	59.3	59.6	58.6	59.3	58.6	59.0	59.7	60.1	(+1.5)
BRENT	78.1	66.8	68.1	64.0	63.7	63.1	63.6	63.2	63.2	62.5	62.7	63.3	63.8	(+0.5)
OMAN	78.4	66.9	70.1	65.0	64.4	63.8	64.4	64.4	64.3	63.9	63.4	63.6	63.9	(▲0.5)

2.ＬＰＧ（ＣＰ）の動向

12月ＣＰは、Ｐ：＄495、Ｂ：＄485（11月30日通知）
12月CP価格は、先月比でプロパンが＋＄20、ブタン＋＄25で確定。CP相場はスポット需要に対する供給が十分でなく、月を通じ緩やかに上昇。プロパンブタン格差縮小には中東のブタン供給がタイトな状況が影響した。一方、MB相場は、月初に下落してから低位で推移した。

【ＬＰＧ価格推移（ＣＰ）】

＄／トン

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
プロパン	2023FY	555	555	450	400	470	550	600	610	610	620	630	630
	（ＡＬ等価比）	84%	79%	79%	64%	69%	75%	76%	80%	85%	93%	93%	93%
	2024FY	615	580	580	580	590	605	625	635	635	625	635	615
	（ＡＬ等価比）	88%	78%	82%	83%	83%	93%	101%	102%	104%	102%	95%	95%
	2025FY	615	610	600	575	520	520	495	475	495			
	（ＡＬ等価比）	98%	104%	113%	99%	88%	89%	82%	86%	91%			
ブタン	2023FY	545	555	440	375	460	560	615	620	620	630	640	640
	（ＡＬ等価比）	84%	80%	70%	60%	68%	77%	79%	82%	88%	96%	96%	96%
	2024FY	620	585	565	565	570	595	620	630	630	615	625	605
	（ＡＬ等価比）	90%	79%	81%	82%	82%	93%	102%	102%	104%	102%	95%	94%
	2025FY	605	590	570	545	490	490	475	460	485			
	（ＡＬ等価比）	98%	102%	109%	95%	84%	85%	80%	85%	90%			

【スポット市況】

→ 2025FY　　12/1-5Ave　　＄／トン

		2024FY	1StQrt	2NdQrt	10月	11月	12月	3RdQrt	11/28	12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	先週比
ＣＦＲ日本	P	629	538	529	483	507	535	508	552	543	531	526	535	543	(▲10)
（RIM Japan Index）	B	622	518	522	511	532	590	544	597	598	586	581	590	598	(+1)
※Non-Titled Export Terminal価格：米国エンタープライズ社が運営するテキサス州ヒューストン/モントベルビュー（MB）のLPガス輸出基地での現物取引価格（MB価格）															
米国	P	412	405	357	332	308	352	331	N/A	350	347	350	353	359	－
（Non-TET※）	B	460	399	391	379	391	397	389	N/A	394	392	397	400	403	－
※Baltic															
極東ナフサ	$/トン	667	576	588	569	573	564	569	572	568	567	562	560	564	(▲8)
タンカー(中東-日本)※	$/トン	58	63	82	61	68	73	67	71	72	72	74	74	74	(+3)

3.ＬＰＧフレート動向

11月のフレート市況は月平均で中東$68/トン（前月対比+$8/トン）、米国＄125$/トン（前月対比+＄2/トン）となった。懸念されていた米国通商代表部（USTR）による中国関連船への追加入港料および中国による米国関連船への追加入港料制度が1年間停止となったことで船腹需要が高まり、フレート市況は上昇した。

【参考】パナマ　LPGパイプラインプロジェクト



【プロジェクトの背景】
・パナマ運河は米国産LPGをアジアへ輸送する主要ルート。干ばつや混雑による通航制限が頻発し、輸送コストや遅延が問題となっている。
・LPGはLNGより低温で液化できるため、パイプライン輸送が技術的に容易で、運河通過を回避する代替手段として注目されている。

【計画の概要】
・目的　　：大西洋側（コロン）と太平洋側（バルボア）に新設するLPGターミナルをパイプラインで接続し、運河を迂回して効率的に輸送
・投資額　：約 40億～80億ドル（4～8 billion USD）
・輸送能力　：日量 約200万バレル（2 million barrels/day＝約17万トン/日※）を想定　※1バレル＝42ガロン≒158.987リットル　LPGの密度≒0.54 kg/L
・付帯設備　：送電線や港湾施設も併設予定。港湾は2025年末～2026年初頭に着工見込み
・入札状況　：2025年9月に競争入札開始。エクソンモービル、シェル、三菱商事、伊藤忠、住友商事、フィリップス66、ビトル、SKエナジー等が参加
・スケジュール：2026年末に事業者選定、2027年に建設開始予定

【戦略的意義】
・米国メキシコ湾岸 → アジア向けのLPG輸送を効率化し、コストを削減。
・パナマ運河の混雑緩和と収益多様化（パナマは年間10億～12億ドルの追加収入見込み）。
・干ばつや水資源制約に左右されない「エネルギー回廊」としてパナマの国際物流ハブ化を強化。

出典：Nautical Nova Mag Groupe、News Week Japan、Pipeline&Gas Journal、Investing.com

2025年度
第4回業務委員会
資料№10-2

原 料 価 格 推 移 表

年・月	プロパン価格(円) 10㎥ 小売価格	プロパン価格(円) 10kg 卸売価格	CIF価格(速報・プロパン) 対前月比	CIF価格(速報・プロパン) 円／トン	為替レート 対前月比	為替レート 円／ドル	FOB価格(CP・ドル／トン) 対前月比	FOB価格(CP・ドル／トン) プロパン	対前月比	ブタン	FOB価格(MB・ドル／トン) 対前月比	FOB価格(MB・ドル／トン) プロパン	対CP
2023年1月			−7,032	82,010	−4.74	131.35	−60	590	−45	605	+81	438	−152
(R 5年)2月	8,857	1,634	+7,160	89,170	+2.40	133.75	+200	790	+185	790	−7	431	−359
3月			+4,927	94,097	+1.17	134.92	−70	720	−50	740	−18	413	−307
4月	8,925	1,778	−9,276	84,821	−0.52	134.40	−165	555	−195	545	+8	421	−134
5月			−4,276	80,545	+4.03	138.43	0	555	+10	555	−87	334	−221
6月	8,934	1,500	−3,614	76,931	+3.84	142.27	−105	450	−110	445	−40	294	−156
7月			−7,280	69,651	+0.03	142.30	−50	400	−70	375	+29	323	−77
8月	8,899	1,486	+4,296	73,947	+3.54	145.84	+70	470	+85	460	+28	351	−119
9月			+11,651	85,598	+2.89	148.73	+80	550	+100	560	+33	384	−166
10月	8,932	1,616	+7,827	93,425	+1.87	150.60	+50	600	+55	615	−29	355	−245
11月			+1,747	95,172	+0.35	150.95	+10	610	+5	620	−21	334	−276
12月	9,010	1,644	−1,998	93,174	−5.82	145.13	0	610	0	620	+25	359	−251
2024年1月			−7,475	85,699	+2.52	147.65	+10	620	+10	630	+67	426	−194
(R 6年)2月	8,999	1,660	+7,055	92,754	+2.85	150.50	+10	630	+10	640	+46	472	−158
3月			−57	92,697	+0.17	150.67	0	630	0	640	−56	416	−214
4月	9,057	1,684	+1,838	94,535	+3.84	154.51	−15	615	−20	620	−2	414	−201
5月			+2,278	96,813	+2.74	157.25	−35	580	−35	585	−52	362	−218
6月	9,054	1,648	−2,751	94,062	+1.64	158.89	0	580	−20	565	+33	395	−185
7月			+4,256	98,318	+0.27	159.16	0	580	0	565	+21	416	−164
8月	9,119	1,674	−7,325	90,993	−11.72	147.44	+10	590	+5	570	−26	390	−200
9月			−2,686	88,307	−2.89	144.55	+15	605	+25	595	−50	340	−265
10月	9,105	1,584	+59	88,366	+6.14	150.69	+20	625	+25	620	+66	406	−219
11月			+6,793	95,159	+4.16	154.85	+10	635	+10	630	+13	419	−216
12月	9,145	1,681	−443	94,716	−0.08	154.77	0	635	0	630	−19	400	−235
2025年1月			+875	95,591	+2.77	157.54	−10	625	−15	615	+69	469	−156
(R 7年)2月	9,197	1,747	+2,570	98,161	−4.52	153.02	+10	635	+10	625	+11	480	−155
3月			−2,203	95,958	−2.77	150.25	−20	615	−20	605	−26	454	−161
4月	9,208	1,769	−5,646	90,312	−4.76	145.49	0	615	0	605	−10	444	−171
5月			−7,325	82,987	+0.26	145.75	−5	610	−15	590	−62	382	−228
6月	9,199	1,725	−1,754	81,233	−0.21	145.54	−10	600	−20	570	+8	390	−210
7月			−456	80,777	+2.20	147.74	−25	575	−25	545	−22	368	−207
8月	9,191	1,680	−3,067	77,710	+0.97	148.71	−55	520	−55	490	−21	347	−173
9月			+658	78,368	+0.28	148.99	0	520	0	490	+9	356	−164
10月	9,186	1,677	−1,342	77,026	+3.31	152.30	−25	495	−15	475	−24	332	−163
11月					+3.90	156.20	−20	475	−15	460	−24	308	−167
12月							+20	495	+25	485			

(注) 1. 小売価格は、「経済産業省モニター調査」の全国平均値である。平成15年10月以降は、隔月発表の石油情報センターの資料による。
2. 卸売り価格は、(財)日本エネルギー経済研究所石油情報センターの資料による。(H3．9以降隔月調査に変更)
3. 「CIF価格」は、財務省貿易統計の速報値である。

2025/12/5

一般社団法人　日本コミュニティーガス協会　業務部

〔CIF価格〕

財務省貿易統計

※基準平均原料価格は平成21年4月以降に認可申請又は届出された地点群に適用される値です。

	CIF速報			CIF確報			基準平均原料価格			上限バンド	
	数量(MT)	価格(千円)	CIF価格	数量(MT)	価格(千円)	CIF価格	参照期間			(円/t)	(円/t)
2023年1月	960,205	78,746,588	82,010	960,205	80,081,447	83,400	2022年8月	～	2022年10月	97,440	155,900
2023年2月	778,243	69,395,546	89,170	778,243	69,636,631	89,479	2022年9月	～	2022年11月	96,380	154,210
2023年3月	1,107,128	104,177,489	94,097	1,107,128	103,429,358	93,421	2022年10月	～	2022年12月	92,810	148,500
2023年4月	746,302	63,301,784	84,821	746,302	63,332,984	84,862	2022年11月	～	2023年1月	88,150	141,040
2023年5月	627,136	50,512,760	80,545	627,136	50,090,283	79,871	2022年12月	～	2023年2月	86,930	139,090
2023年6月	603,380	46,418,888	76,931	603,380	46,469,635	77,016	2023年1月	～	2023年3月	89,220	142,750
2023年7月	693,698	48,316,880	69,651	693,698	48,910,343	70,507	2023年2月	～	2023年4月	89,820	143,710
2023年8月	671,791	49,676,754	73,947	671,791	49,737,216	74,037	2023年3月	～	2023年5月	87,590	140,140
2023年9月	484,732	41,492,027	85,598	484,732	41,945,490	86,533	2023年4月	～	2023年6月	80,860	129,380
2023年10月	478,781	44,730,307	93,425	478,781	44,556,293	93,062	2023年5月	～	2023年7月	75,290	120,460
2023年11月	760,761	72,403,283	95,172	760,761	71,582,830	94,094	2023年6月	～	2023年8月	73,680	117,890
2023年12月	897,964	83,667,137	93,174	897,964	83,667,137	93,174	2023年7月	～	2023年9月	75,740	121,180
2024年1月	1,018,868	87,315,751	85,699	1,018,868	86,906,148	85,297	2023年8月	～	2023年10月	83,420	133,470
2024年2月	746,103	69,204,342	92,754	746,103	69,241,056	92,804	2023年9月	～	2023年11月	92,160	147,460
2024年3月	744,727	69,033,733	92,697	744,727	68,994,993	92,645	2023年10月	～	2023年12月	93,480	149,570
2024年4月	802,610	75,874,552	94,535	802,610	75,814,469	94,460	2023年11月	～	2024年1月	90,590	144,940
2024年5月	700,345	67,802,427	96,813	700,345	68,101,551	97,240	2023年12月	～	2024年2月	90,040	144,060
2024年6月	549,194	51,658,486	94,062	549,194	51,897,467	94,498	2024年1月	～	2024年3月	89,720	143,550
2024年7月	631,799	62,117,127	98,318	631,799	61,998,925	98,131	2024年2月	～	2024年4月	93,360	149,380
2024年8月	491,715	44,713,167	90,933	491,715	44,696,763	90,900	2024年3月	～	2024年5月	94,590	151,340
2024年9月	512,200	45,230,746	88,307	512,200	45,331,337	88,503	2024年4月	～	2024年6月	95,300	152,480
2024年10月	639,515	56,511,492	88,366	639,515	56,268,727	87,987	2024年5月	～	2024年7月	96,800	154,880
2024年11月	698,778	66,494,854	95,159	698,778	66,224,089	94,771	2024年6月	～	2024年8月	94,820	151,710
2024年12月	929,316	88,021,242	94,716	929,316	88,021,242	94,716	2024年7月	～	2024年9月	92,880	148,610
2025年1月	945,583	90,388,933	95,591	945,583	90,720,282	95,941	2024年8月	～	2024年10月	89,170	142,670
2025年2月	706,829	69,382,851	98,161	706,829	69,259,931	97,987	2024年9月	～	2024年11月	90,840	145,340
2025年3月	1,061,119	101,822,718	95,958	1,061,119	101,980,931	96,107	2024年10月	～	2024年12月	92,840	148,540
2025年4月	661,110	59,706,472	90,312	661,110	59,216,281	89,571	2024年11月	～	2025年1月	95,050	152,080
2025年5月	684,563	56,809,924	82,987	684,563	56,990,725	83,251	2024年12月	～	2025年2月	96,110	153,780
2025年6月	646,343	52,504,230	81,233	646,343	52,587,615	81,362	2025年1月	～	2025年3月	96,480	154,370
2025年7月	663,416	53,588,654	80,777	663,416	53,385,937	80,471	2025年2月	～	2025年4月	95,080	152,130
2025年8月	642,005	49,890,481	77,710	642,005	49,879,303	77,693	2025年3月	～	2025年5月	90,580	144,930
2025年9月	543,846	42,620,063	78,368	543,846	42,629,437	78,385	2025年4月	～	2025年6月	84,690	135,500
2025年10月	716,459	55,186,007	77,026				2025年5月	～	2025年7月	81,820	130,910
2025年11月							2025年6月	～	2025年8月	79,860	127,780
2025年12月							2025年7月	～	2025年9月	78,890	126,220
2026年1月							2025年8月	～	2025年10月	77,640	124,220
2026年2月							2025年9月	～	2025年11月		
2026年3月							2025年10月	～	2025年12月		

2025/12/09

2025年度　業務部報告

1．　ガス事業法遵守に向けたフォローアップ

1.(1)　ガス事業法における手続等の周知・徹底

1.(1)-1　今年度内に発刊する「Q&A（業務編）」及び昨年度発刊した「申請書・届出書記載例（業務編）」を使用した講習会の実施、事業者からの問い合わせ対応し、合わせて、利用者の意見・感想を収集し改定版の作成を検討する。

- 4月18日「Q&A」校了。30日一部納品。
- 「コミュニティーガス事業がよくわかる業務と保安・技術のQ&A」は4月発刊にずれ込んだが、各支部の講習会には間に合った。講習会での質問、問い合わせ等を参考に改定版発行に備える。
- 6月24日　北陸支部講習会（篠宮）　「Q&A」をテキスト。
- 7月15日　沖縄支部講習会（篠宮）　「Q&A」をテキスト。
- 7月17日　電力･ガス取引監視担当官講習(篠宮)　コミュニティーガス事業について。
- 7月17日　関東支部主任技術者研修（鈴木）　「Q&A」のＰＲ。
- 8月27日　東北支部講習会（鈴木）　「Q&A」をテキスト。
- 10月28, 29日　　中国支部講習会（篠宮）「Q&A」をテキスト。
- 12月12日　四国支部講習会　　「Q&A」をテキスト。
- 2月17日　　東海支部講習会　　「Q&A」追加分をテキスト。
- 2月26日　　九州支部講習会　　「Q&A」をテキスト。

1.(1)-2　ガス事業法令集は常備・携行するには、重厚すぎる書籍になっている。またコミュニティーガス事業に関係しない法令・条文も多い。コミュニティーガス事業に特化した法令集（業務編）を編纂・刊行を検討する。

1.(2)　経過措置料金規制団地への継続的な対応支援

1.(2)-1　令和８年度の標準係数改定に向け、準備資料を収集・作成し、当局との協議に入る。

- 料金制度検討WGの準備として、アンケート調査を実施。
- 9月1日　第９０回料金制度検討WG開催「ベースデータの確認」
- 11月5日　ガス市場整備室と経過措置供給約款料金の「標準係数」の改定の打合せ

1.(2)-2　前準備として、スマートメーターの普及、コンビニ払い等支払い手段の多様化、郵送料の値上げ等、コミュティーガス事業を取り巻く業務内容・諸費用が劇的に変化している。料金制度検討WG開催し、標準係数への反映要否を検討する。

- 2025年2月に開催した第89回料金制度検討WGにおいて、現行の標準係数算定方式を維持することを確認した。8月下旬に予定している第90回同WGに向け、算定資料の収集を行う予定。

２．ＣＮ時代に向けたコミュニティーガスの在り方に関係する情報の収集及び紹介

2-1　グリーンＬＰガス、水素混焼等の脱炭素・低炭素化に関する調査・研究事例及び省エネルギーに資する配送効率化等の取組み事例の収集を継続する。

- 5月27日　東北支部総会懇親会において、ＬＰガスと水素の混焼を旧一般ガスとして進めていると聞く。
- 10月21日　第7回グリーンLPガス推進官民検討会出席
- 12月　2日　ｒDME混合ＬＰガスの実用化検討WG出席

2-2　コミュニティーガス団地における省エネ活動を、地域や事業者のカーボンオフセットに利用する方策があるか調査する。

- 6月30日　ＥＧＥにてＪ－クレジットについて聴取。
- 9月　8日　デロイトトーマツコンサルティングにＪ－クレジット等について調査依頼の為の事前打ち合わせ。
- 11月6日　デロイトトーマツコンサルティングとの第2回目の打合せ
- 12月9日　第1回定例打合せ予定

３．経営基盤の強化

3.(1)　コミュニティーガスの認知度向上

3.(1)-①　<u>需要家に対するコミュニティーガス認知度向上施策継続</u>

「認知度向上ポスター（仮題：グリーンＬＰガスへの様々な取組み）」を企画し、作成・発行する。（「災害に強い」「脱炭素に有効」は既に作成発行済。）

- ポスター第４弾の原案作成。
- 7/14、印刷会社向けコンペ説明会
- 10/1　印刷会社に発注
- 10/10～　随時、各支部経由で発送

3.(1)-②　液石専業事業者に対するガス事業法のコミュニティーガス事業に関する情報提供

Ｑ＆Ａ（業務編）冒頭の【序章】を利用し、液石専業事業者にも理解して頂く方策を検討・実施する。（全Ｌ協と相談。）

- 5月16日　全Ｌに「Ｑ＆Ａ」手交。液石専業事業者への周知を依頼→全Ｌおよび日液協の保安委員会で紹介するとのこと。

3.(1)-③　住宅建築関係団体との需要開発に資する情報交換継続

日団協あるいはコラボを通じて住宅建築関係団体との交流機会は増加している。これからも自然災害に強く、被災時の避難生活における主要なエネルギーであり、回復も早い、ＬＰガスのコミュニティーガス事業の活用を提案する。

- 7月2～3日開催のコラボ・住宅関連団体合同施設見学会に参加
 参加団体・・・住宅生産団体連合会、プレハブ建築協会、日本木造住宅産業協会、ウィズガスクラブ
- 9月11日　ウィズガスクラブによる大阪・関西万博見学会に参加
 参加団体・・・（一社）全国住宅産業協会、ウィズガスクラブ

3.(2)　コミュニティーガスの需要促進

3.(2)-①　建替・リフォーム時のガス需要確保と機器販売促進等のための情報収集・発信

- ＬＰガス業界におけるＣＮトランジション期間の主要テーマは、「省エネ」と「燃転」になっている。ＬＰガス事業者は、ＬＰガス需要の減少を覚悟して、需要家に省エネの必要を説明し、高効率機器の利用を薦めることになる。一方でＣＯ2 排出量の多い「灯油・Ａ重油」機器からＬＰガス機器への転換を進めることで、ＣＯ2 排出量の削減を行うとともに、ＬＰガス需要の維持・向上を図ることとなる。

- ➢ 高効率機器としては、エコジョーズ・ハイブリッド給湯器、エネファームが挙げられる。コラボでは日本ガス石油機器工業会と協力して、環境省のデコ活の活用も視野に入れ、主に既設集合住宅におけるエコジョーズ普及のため、ドレン水の雨水処理を認めていない自治体が雨水処理を認めるための活動を行っており、全自治体で雨水処理が認められるよう活動を継続する。
- ● オーナー・管理会社対象説明会を企画、デコ活に補助金を申請（共同申請）
- ● 補助金交付のためのヒアリングに参加
- ● 補助金前期不交付決定、後期の再申請を勧められるも、対象事業は前期でほぼ終了する予定のため申請断念。
- ● 開口部協会とも協力し、集合住宅オーナー対象の説明・相談会企画（資料別添）
- ● グリーンＬＰガス推進官民検討会の下に、「高効率機器等普及促進に向けたWG」をはじめとした３つのWGを立ち上げた。
- ● ガス石油省エネ給湯機 普及促進会議（仮称）が予定され、当協会も参加する予定
- ➢ また燃転活動では、コミュニティーガスの場合、家庭用需要が大部分を占めるため、ファンヒーター等の灯油機器をＬＰガス機器に置き換える、下取りセール等が有効と思われ、これに資する方策を検討する。

 （全Ｌで既に対応済みと思われるが、要確認。）
- ✓ 全Ｌに確認したところ、各都道府県協会に任せているとのこと。

3.(2)-② 会員事業者による顧客接点強化活動の推進支援

- ➢ 既に作成済みのパンフレット等は支部の要請に応じ増刷する。

3.(2)-③ 新たな普及促進につながる情報提供

Q 1. 資源エネルギー庁の制度設計専門会合、ガス事業制度検討WG、あるいは日団協・コラボの諸会議等で入手した情報で、会員事業者に資すると思われるものについては、協会ＨＰや業務委員会を通じて提供する。

【付録】会員事業者等からの問い合わせ対応(2025/3/5以降)

Q 28.　10/7　HP　関東　会員

コミュニティーガス供給までの流れについて

- **供給事業者はどのようなプロセスで選定されるのでしょうか。**
 （例:建設会社や自治体による選定、入札制度の有無など）
- **供給事業者として選定された後、供給開始までに必要な手続き(国への申請、設備検査等）や、一般的なスケジュール感についてもご教示いただけますと幸いです。**

✓　不動産関連を含めた建設会社に対して営業力・情報力・またその地域に強い事業者になるケースがほとんどです。
地域の都市ガス会社　⇒　都市ガスが伸びない地域では次に都市ガスの関連会社または、大手プロパン会社　この順番で、ほとんどが決まってしまいます。

これからコミュニティーガス事業への参入を検討している事業者において、事前に準備しておくべき事項(資格、設備、体制等)がございましたら、併せてご教示いただけますと幸いです。

- **コミュニティーガス事業について説明が纏められているご提供可能な資料等がございましたら、ご共有いただけますと幸甚です。**

✓　協会発行の下記のテキストを参考にしてください
「新版　コミュニティーガス事業がよくわかる業務と保安・技術のＱ＆Ａ」
「コミュニティーガス事業　ガス小売事業申請書・届出書記載例」
「ガス事業関係法令研修テキスト」

Q 29.　10/30　HP　九州　会員

旧簡易ガス団地へ、九州産業保安監督部の立入りが入った際、配管より漏洩があり補修工事を行うのですが、当時の契約書がなく、棟内内管の所有関係が分からず、今回販売店側で費用を出す事となりました。ただし今後の事もあり、契約を締結しなおそうと考えておりますが、雛形的なものがあれば参考にしたいのですが、ありますか？
他販売店の現行契約で配管の所有関係など記載があるものを参考にしたいのですが。

✓　指定旧供給地点小売供給約款およびガス小売約款に「工事に伴う費用の負担」に下記の通り記載されております。

・内管及びガス栓はお客様の所有とし、お客様の負担で設置又は撤去していただきます。

自社の約款とガス事業法第14条書面も再度確認してみてください。
　お客様の内管が瑕疵期間内（新築の場合は引き渡しから10年間が、住宅の品質確保促進法（品確法）に基づく期間）であれば販売店の負担とも考えられますが、それ以外はお客様の負担と説明しても良いところです。
局の立入の際、修繕費用について聞かれたと思うのですが、工事費用を頂いていない場合は約款違反と言われる可能性もあります。
　今後を考えますと、「お客様の資産区分と費用についての案内」と「経年内管の取替のおすすめの案内」を行い、お客様に知っていただくことです。

次に、工事の契約書についてですが、協会には契約書の雛形は無いので、都市ガス事業者のホームページを見ていただくと参考となるものが出てきます。

集合団地における配管となるのですが、この場合でも配管の所有関係は同じ考えでよろしいのでしょうか。

✓ 集合住宅の場合、供給設備（ボンベ庫等）から出たところのバルブや建物へ飛び込むところのバルブ等で所有区分を分けることが多いです。建物内の配管はお客様所有となるので費用負担をしていただくことになります。
過去のことなので、所有区分がどこで別れているのか不明なことなのだと思います。
集合の規模にもよりますが、上記を参考に区分バルブを設け所有区分を明確にしたほうが良いです。

Q 30.　12/30　TEL　東海　会員

ガス料金の計算方法で経過措置団地・自由化団地各１団地において従量料金を１円多く徴収が見つかった。返金の対応をとるのですが、それ以外の対応についてご教示願いたい。
過去にも、基本料金の計算を誤り少なく徴収し、行政から注意を受けている。

✓ 立入りの際に指摘を受けることも有るので、先に行政に対し需要家に対しての対応方法と今後の改善方法を説明し、指示を受けてください。
２度目ということも有るので、注意を受ける可能性はあります。

以上